

逗子市民のみなさまへ

災害時における避難行動要支援者の

避

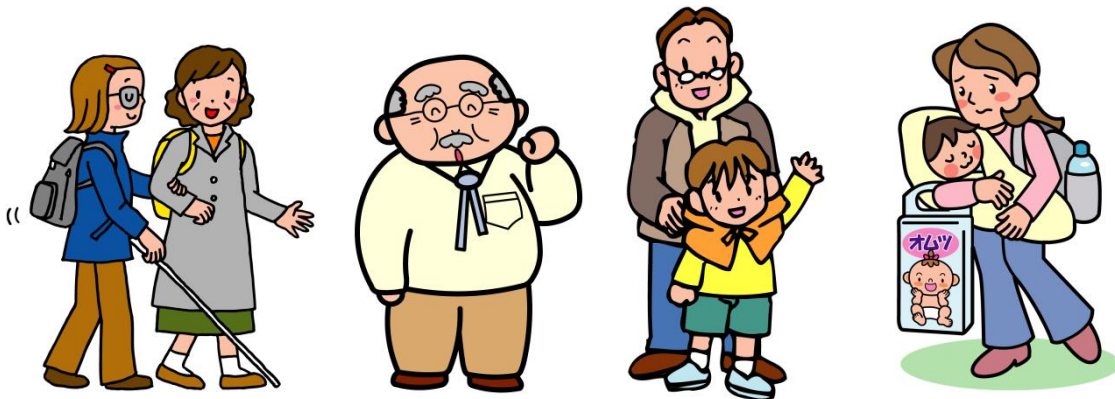
難

支

援

について

逗子市避難行動要支援者避難支援計画



逗子市では災害時にひとりでは避難することが困難な方（避難行動要支援者）の避難支援のため、「逗子市避難行動要支援者避難支援計画」を策定しています。

この制度は、介護が必要な人、障がいのある人、自力で避難することが困難な人などが、どこに住んでいて、どんな支援を必要とするのかなどの情報をご本人様の同意に基づき地域で共有する事で、災害時の避難誘導や安否確認を速やかに行う体制づくりに役立てるための制度です。



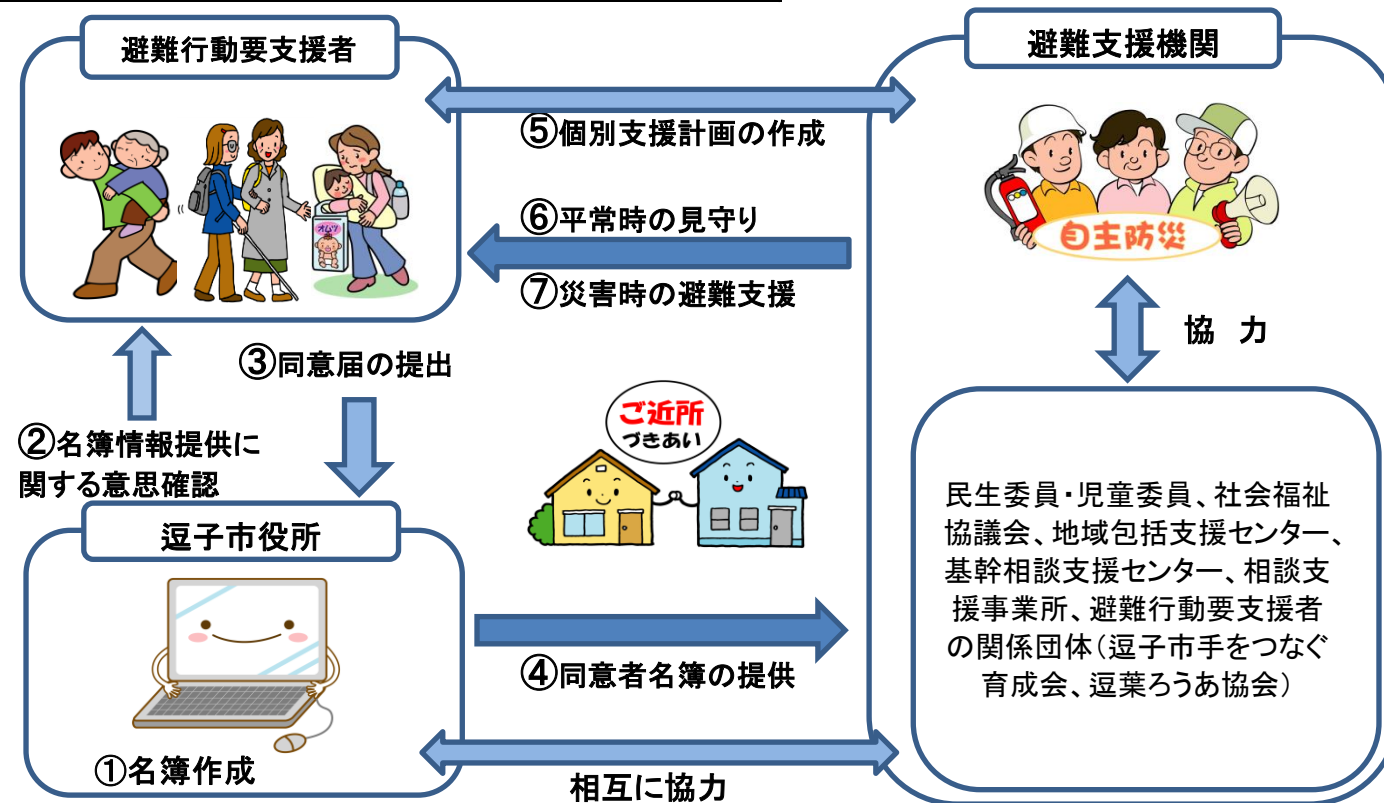
逗子市

避難行動要支援者とは

逗子市避難行動要支援者避難支援計画では、次の基準に該当する方を避難行動要支援者とします。

- ① 要介護認定結果が要介護3以上でかつ、ひとり暮らしの高齢者
- ② 身体障害者手帳を所持している方のうち「肢体不自由(1～2級)」の方
- ③ 身体障害者手帳を所持している方のうち「聴覚障害・平衡機能障害」の方
- ④ 身体障害者手帳を所持している方のうち「視覚障害」の方
- ⑤ 療育手帳Aを所持している方
- ⑥ 精神保健福祉手帳1級を所持している方
- ⑦ 妊産婦
- ⑧ 乳幼児(3歳以下)
- ⑨ 日本語の理解が十分でない外国人
- ⑩ 地域が災害発生時に支援が必要と認めた方
- ⑪ 上記①から⑨に準じる方で、自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した方

避難支援の流れ



① 名簿作成

市の関係各課で把握している情報を集約して作成します。

② 名簿情報提供に関する意思確認

名簿情報を平常時から自主防災組織等へ提供することについての意思確認を行います。

③ 同意届の提出

同意届に、同意又は不同意の意思を示して市まで提出してもらいます。

④ 同意者名簿の提供

同意者名簿を作成し、避難支援機関の自主防災組織等へ提供します。

⑤ 個別避難計画の作成

自主防災組織等が主体となり、市から提供された同意者名簿に基づき、個別避難計画を作成します。

⑥ 平常時の見守り

同意者名簿を活用し、日ごろから声かけや見守り活動を行い、地域のつながりを広げます。

⑦ 災害時の避難支援

災害が起こった場合、個別避難計画により避難支援や安否確認を行います。

避難支援 Q&A

Q1 なぜ、地域住民に協力を求めるのですか？



A1 災害時、市では、各部局であらゆる災害対応業務を行います。小規模な災害の場合であれば、職員が駆けつけて避難支援等を行なうこともできますが、大規模の災害が市内各地で発生した場合、すぐに職員では対応できない場合があるため、地域住民のみなさまによる助け合い（共助）、協力などの初期活動が、被害の拡大防止に有効と考えています。

Q2 この制度における自主防災組織の役割は何ですか？

A2 自主防災組織等は、地域において「共助」の中核をなす組織として活動されており、今回の計画の中でも中心的な役割を担っていただくことになります。

具体的に行っていただきたいことは、次の内容です。

- ① 日ごろの活動等を通じての地域において支援が必要な者の把握
- ② 避難行動要支援者名簿登載者に対する「個別避難計画」作成についての同意確認・働きかけ
- ③ 地域に対する「避難支援」としての協力呼びかけ、避難支援者の確保
- ④ 「個別避難計画」の作成



Q3 「避難支援者」になると責任がかかるのではないですか？

A3 災害時の支援は、義務や責任を伴うものではありません。避難支援者も被災される場合も考えられますので、避難行動要支援者への救助等の支援を確実に約束するものではありません。なお、日ごろからのより良い近所付き合いを心がけ、その中で支援いただければと考えています。